

山梨県公報

号外第五十四号

平成二十九年

十月二十日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県登山の安全の確保に関する条例……………二
- 山梨県個人情報保護条例及び山梨県情報公開条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………六
- やまなし子ども・子育て支援条例……………六
- 山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

○山梨県登山の安全の確保に関する条例(条例第三十号)(観光資源課)

1 登山に係る届出の手續その他登山の安全の確保に関する施策の基本的な事項を定め、自らの安全は自らが守るといふ登山者の意識の高揚を図ること等により、本県の観光の振興を図りつつ、本県の山岳における登山の安全の確保に寄与することを目的とする事とした。

2 登山の安全の確保に関する次の県の責務を定める事とした。

- (一) 登山の安全に関する知識の普及、意識啓発及び情報提供、登山の安全の確保のための環境の整備等をする事。
- (二) 登山計画の作成の重要性の周知及び登山の届出等を行いやすい環境の整備をする事。

3 登山の安全の確保に関する次の登山者の責務を定める事とした。

- (一) 登山の安全の確保に関する自らの責務等を自覚した上で、十分な準備等に心掛けた計画的な登山を実施する事。
- (二) 知事が策定する安全登山指針に定められた事項を遵守する事。

4 登山に係る次の届出の手續を定める事とした。

- (一) 登山の安全の確保を推進することが特に必要として指定された安全登山推進区域への立入りに際して、登山者は登山の届出を知事に行うよう努める事。

(二) (一)の安全登山推進区域のうち、登山の安全の確保を重点的に推進することが必要として指定された安全登山推進重点区域への特定の期間における立入りに際して、登山者は登山の届出を知事に行わなければならないこと。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4(一)については公布の日から起算して一年を経過した日から、4(二)については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

○山梨県個人情報保護条例及び山梨県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(行政経営管理課)

1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に鑑み、次の改正を行う事とした。

- (一) 山梨県個人情報保護条例の一部改正
- (1) 個人情報の定義を明確化する。
- (2) 人種、信条等の要配慮個人情報の定義を新設し、取得を制限する個人情報の項目を追加する。
- (3) 事業者が準拠すべき指針の作成に係る規定等を削除する。
- (4) 個人情報取扱業務登録制度を廃止する。

(二) 山梨県情報公開条例の一部改正

不開示情報となる個人情報情報の定義を明確化する。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(二)については、平成三十年四月一日から施行することとした。

○山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(建築住宅課)

1 不動産特定共同事業法の一部改正に鑑み、小規模不動産特定共同事業の登録の申請等に係る手数料を定める事とした。

2 この条例は、平成二十九年十二月一日から施行することとした。

○山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(企業局総務課)

1 天科発電所の最大出力の変更に伴い、同発電所の最大出力を次のとおり改める事とした。

一万三千三百キロワット ↓ 一万三千六百キロワット

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○やまなし子ども・子育て支援条例(条例第三十四号)(子育て支援課)

1 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、県民、教育関係者及び事業主の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が図られ、一

人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした。

- 2 「子ども子育て支援」、「子ども」、「保護者」等の用語の意義を定めることとした。
 - 3 子ども・子育て支援に関する基本理念を定めることとした。
 - 4 子ども・子育て支援に関する県、保護者、県民等の責務、役割等を定めることとした。
 - 5 子ども・子育て支援に関する基本的施策を定めることとした。
 - 6 子ども・子育て支援に関する体制の整備等について定めることとした。
 - 7 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例**（条例第三十五号）（健康増進課）
- 1 がん対策基本法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 県民の責務に、がん患者に関する理解を深めるよう努めるものとするを加えることとした。
 - (二) 事業者の責務に、がん患者となった従業員の雇用の継続等への配慮を加えることとした。
 - (三) がん対策推進計画について、少なくとも六年ごとに検討を加えることとした。
 - (四) 普及啓発を行うがんに関する正しい知識の例示として、がんの原因となるおそれのある感染症並びに年齢等に係る特定のがん及びその予防を加えることとした。
 - (五) 県が講ずる施策に、次に掲げる事項を加えることとした。
 - (1) がん検診によつてがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するために必要な環境の整備を行うこと。
 - (2) がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めること。
 - (3) がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供の確保
 - (4) がん登録により得られた情報の活用等の推進
 - (5) がん患者の雇用の継続等
 - (6) がん患者における学習と治療との両立
 - (7) 民間団体の活動に対する支援
 - (六) 県が講ずる施策のうち、女性に特有のがんの予防接種を促進することを削除することとした。
 - (七) 県が講ずる施策として、肝炎ウイルスの感染者に対する相談支援の充実を図ることを肝炎ウイルス感染者及び肝炎ウイルス治療の終了者への支援の充実を図ることに改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県登山の安全の確保に関する条例をここに公布する。
平成二十九年十月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十号

山梨県登山の安全の確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、登山に係る届出の手続その他登山の安全の確保に関する施策の基本的な事項を定め、自らの安全は自らが守るといふ登山者の意識の高揚を図ること等により、本県の観光の振興を図りつつ、本県の山岳における登山の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「登山者」とは、山梨県の区域内の山岳において登山をする者（登山をしようとする者を含む。）で次に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務に従事する者
- 二 山岳遭難を未然に防止するための業務に従事する者
- 三 山小屋、避難小屋、売店その他登山の利便のための施設の運営に従事する者
- 四 前三号に掲げるもののほか、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるものに従事する者

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、登山の安全に関する知識の普及、意識の啓発及び情報の提供、登山の安全の確保のための環境の整備その他必要な施策を実施するものとする。

2 県は、登山計画の内容を明らかにすることが、事前の準備の徹底を通じた自己の安全の確保に資するものであることについて、登山者に周知するとともに、第七条第一項及び第二項の規定による届出並びに第十条第二項の規定による提出を行いやすい環境を整備するものとする。

3 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、登山の安全の確保のための施策を策定し、及び実施するものとする。

4 県は、登山の安全の確保のための施策の実施に当たっては、登山の安全に係る普及を目的とする団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

(登山者の責務)

第四条 登山者は、登山は常に生命又は身体に危険が及ぶおそれがある活動であること及び登山に伴う危険の回避に向けた努力を行うことが自らの責務であることを認識

し、山岳の特性並びに自己の技能、体力及び健康状態を十分に把握し、必要な装備等を調える等、安全の確保に最大限の配慮をして計画的に登山をするよう努めるものとする。

2 登山者は、登山に関して自らの安全を確保するために、次に掲げる事項を遵守しなければならぬ。

一 登山をしようとする山岳について十分な知識を持つよう努め、自己の技能、体力及び健康状態に照らして適切な登山計画を作成すること。

二 登山をする季節及び当該登山に係る山岳の気象状況に応じた服装を用い、及び必要な装備品を携行すること。

三 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する指針に定められた事項(安全登山指針)

第五条 知事は、登山を安全に楽しむために登山者が遵守すべき事項を定めた指針(以下この条において「指針」という。)を策定するものとする。

2 知事は、指針を策定しようとするときは、あらかじめ、登山の安全に係る普及を目的とする団体その他山岳遭難の防止に関する活動を行う者の意見を聴くものとする。

3 知事は、指針を策定したときは、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(安全登山推進区域等の指定)
第六条 知事は、山岳のうち、登山の安全の確保を推進することが特に必要と認められる区域を安全登山推進区域として指定することができる。

2 知事は、安全登山推進区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、安全登山推進区域の指定をする場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

4 安全登山推進区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 第二項から前項までの規定は、安全登山推進区域の指定の解除及びその変更について準用する。

6 知事は、安全登山推進区域のうち、登山に伴う危険性が特に大きいため登山の安全の確保を重点的に推進することが必要と認められる区域を安全登山推進重点区域として指定することができる。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(登山の届出)
第七条 登山(前条第一項に規定する安全登山推進区域に立ち入ることをいう。以下こ

の項において同じ。)をしようとする者(第二条各号に掲げる者を除く。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該登山に係る次に掲げる事項(以下「届出事項」という。)を知事に届け出るよう努めるものとする。この場合において、当該登山をする前に届出事項に変更が生じたとき、又は当該登山を取りやめたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るよう努めるものとする。

一 登山をしようとする者の氏名及び住所

二 期間及び行程

三 携行する装備品、飲料水及び食糧の内容

四 緊急時における連絡先

五 携帯電話端末、無線設備その他の通信手段の保有状況

六 その他規則で定める事項

2 十二月一日から翌年三月三十一日までの間に登山(前条第六項に規定する安全登山推進重点区域に立ち入ることをいう。以下この項において同じ。)をしようとする者(第二条各号に掲げる者を除く。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該登山に係る届出事項を知事に届け出なければならない。この場合において、当該登山をする前に届出事項に変更が生じたとき、又は当該登山を取りやめたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 複数の登山者により構成される集団が同一の行程で前二項に規定する登山をしようとするときは、当該集団を構成する者のうち一人の者がこれを代表してこれらの項の規定による届出をすることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項に規定する登山をしようとする者(前項に規定する場合にあっては、当該集団を代表する者)が届出事項を規則で定める方法により次に掲げる者に通知したときは、第一項又は第二項の規定による届出があったものとみなす。

一 当該登山に係る山岳をその区域の一部とする山梨県内の市町村

二 届出事項に係る通知を受理する業務を行う団体であつて規則で定めるもの

三 山梨県と隣接する県の行政機関その他規則で定める機関

(勧告)
第八条 知事は、前条第二項の規定による届出に係る登山の安全の確保を図るために必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、登山計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(事務の委託)
第九条 知事は、第七条第一項及び第二項の規定による届出の受理、当該届出に係る事実の確認のための措置その他の当該届出に係る事務の一部を、当該事務を確実に実施

することができる者として知事が指定する者に委託することができる。
(届出等に関する指導、助言等)

第十条 県の機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第七章の規定に基づき置かれる県の執行機関若しくは警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十六条第一項の規定により置かれる県警察又はこれらに置かれる機関をいう。以下この条において同じ。）は、第七条第一項及び第二項に規定する登山をしようとする者に対し、これらの項の規定による届出に関し必要な指導及び助言を行うものとする。
2 県の機関は、第七条第一項及び第二項に規定する登山以外の登山をしようとする者に対しても、その安全の確保を図るため必要があると認めるときは、当該登山をしようとする者が第四条第二項第一号の規定の趣旨に従い届出事項を記載した書面等を作成し、及び当該県の機関等に提出することについて、勧奨及び助言を行うものとする。
(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項、第三項及び第四項並びに第十条第一項（第七条第三項及び第四項並びに第十条第一項にあつては、第七条第一項の規定に基づく届出に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を経過した日

二 第七条第二項、第三項及び第四項、第八条並びに第十条第一項（第七条第三項及び第四項並びに第十条第一項にあつては、第七条第二項の規定に基づく届出に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日から前項第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十条第二項の勧奨及び助言に係る同項の規定の適用については、同項中「第七条第一項及び第二項に規定する登山以外の登山」とあるのは「登山」と、「対しても」とあるのは「対し」とする。

3 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日から同項第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十条第二項の勧奨及び助言に係る同項の規定の適用については、同項中「第七条第一項及び第二項」とあるのは「第七条第一項」とする。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後三年を超えない範囲内において、登山の届出の状況その他この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、登山の届出の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山梨県個人情報保護条例及び山梨県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三十一号

山梨県個人情報保護条例及び山梨県情報公開条例の一部を改正する条例

(山梨県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十一条」に、「第五十九条―第六十九条」を「第五十二条―第六十二条」に、「第七十条―第七十四条」を「第六十三条―第六十七条」に、「第七十五条―第七十九条」を「第六十八条―第七十二条」に改める。

第二条第二項を次のように改める。
2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第六条、第二十五条第一項及び第七十条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条第一項において「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。次号、第十六条第三号及び第十七条第二項において同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第十項を第十一項とし、第三項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その

他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

第五条第二項中「次に掲げる項目に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、各号を削り、同条第三項中「前項各号に掲げる項目に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第六条中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第二十五条及び第七十七条において「電磁的記録」という。)」を「電磁的記録」に改める。

第十三条第一項中「第二条第四項の」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十三条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。

第十六条第三号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十七条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第四十四条中「第六十一条及び第六十八条」を「第五十四条及び第六十一条」に改める。

第四十六条第一項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)」を「行政機関個人情報保護法」に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章」を「行政機関個人情報保護法第四章」に改める。

第四十九条から第五十四条までを削る。

第五十五条中「(次条において「知事等」という。)」を削り、同条を第四十九条とする。

第五十六条を削り、第五十七条を第五十条とし、第五十八条から第六十三条までを七条ずつ繰り上げる。

第六十四条中「第六十一条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第六十二条第一項本文」を「第五十五条第一項本文」に改め、同条を第五十七条とする。

第六十五条第一項中「第六十一条第三項」を「第五十四条第三項」に、「第六十三条」を「第五十六条」に改め、同条を第五十八条とし、第六十六条から第六十八条までを七条ずつ繰り上げる。

第六十九条中「第五十九条」を「第五十二条」に改め、同条を第六十二条とし、第七十条から第七十四条までを七条ずつ繰り上げる。

第七十五条中「第二条第四項第一号」を「第二条第五項第一号」に改め、同条を第六十八条とし、第七十六条を第六十九条とし、第七十七条を第七十条とする。

第七十八条中「第五十九条第六項」を「第五十二条第六項」に改め、同条を第七十

一条とし、第七十九条を第七十二条とする。

(山梨県情報公開条例の一部改正)

第二条 山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十七条」を「第八条第一号及び第十七条第一項」に改める。

第八条第一号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一号中山梨県個人情報保護条例第二条の改正規定(同条第二項に係る部分を除く。)、第五条第二項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項の改正規定並びに第七十五条の改正規定(同条を第六十八条とする部分を除く。)は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 実施機関は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の山梨県個人情報保護条例第二条第三項に規定する要配慮個人情報の取得について、山梨県個人情報保護条例第五条第三項第三号の規定の例により山梨県個人情報保護審議会の意見の聴取を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に事業者が行った個人情報の取扱いに係る第一条の規定による改正前の山梨県個人情報保護条例第五十六条第一項の規定による要請、同条第三項の規定による勧告及び同条第四項の規定による公表については、なお従前の例による。

4 (山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
山梨県住民基本台帳法施行条例(平成十四年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第五十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	六万円
五十七の三 不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	六万円

附則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三十三号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表天科発電所の項中「一三、三〇〇」を「一三、六〇〇」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

やまなし子ども・子育て支援条例をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三十四号

やまなし子ども・子育て支援条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 基本的施策等（第十条―第二十三条）
第三章 支援体制の整備等（第二十四条―第二十八条）

附則

富士山、八ヶ岳、南アルプスなど雄大な山々の麓にある、四季折々の美しい景観や水と緑にあふれる豊かな自然の中で、山梨県の未来を担う子どもたちが、自らを大切に思う気持ちと他者を思いやる心をはぐくみ、夢や希望を持って、健やかに成長していくことは、県民すべての願いであります。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめや虐待、貧困などの問題は、山梨県の未来に大きな影響を与えることが懸念されています。

子どもたちの将来が、生まれた家庭の状況や育った環境によって左右されることのないよう、子育ては社会全体で取り組む気運の醸成が必要であり、地域における継続的な支援が求められています。

それと同時に、お父さん、お母さんをはじめ、子育てを担うすべての人が子育てしながら働きやすい環境を整備することも必要です。

このような認識のもと、私たち県民は、豊かな自然や県民相互の強い絆を生かし、山梨県に住むすべての子どもを山梨県の子として、育てはぐくみ「子どもの健やかな成長」が最大限に実現される社会を構築するため、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、県民、教育関係者及び事業主の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が図られ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、「子ども・子育て支援」とは、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、県若しくは市町村又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいいます。

2 この条例において、「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいいます。
3 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。

4 この条例において、「教育関係者」とは、教育及び保育に関する職務に従事する者をいいます。

(基本理念)

第三条 子ども・子育て支援は、子どもの最善の利益が実現されるよう、次に掲げる事項を基本理念とします。

一 すべての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。

二 保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。

三 すべての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受けることができるようにすること。

四 家庭、地域その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮すること。

五 県、市町村、県民、教育関係者、事業主等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、国、市町村、県民、教育関係者、事業主等と緊密に連携し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するものとします。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、生活の基盤である家庭等において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努めるものとします。

(県民の役割)

第六条 県民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、地域社会と一体となって、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(教育関係者の役割)

第七条 教育関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保及び子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくりに努めるものとします。

(事業主の役割)

第八条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(市町村との連携等)

第九条 県は、子ども・子育て支援に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、子ども・子育て支援に関する施策については、市町村に対し必要な助言

及び適切な援助を行うものとします。

第二章 基本的施策等

(子どもの成長に応じた切れ目のない支援)

第十条 県は、子どもが成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けることができるよう、関係機関との連携の強化その他の必要な施策を推進するものとします。

(育ちの場の充実)

第十一条 県は、地域における子どもの学習活動、自然体験活動、社会体験活動、伝統や文化に関する学習活動、子どもと他の世代との交流等の促進及び子どもが遊ぶことができる場の確保のために必要な施策を推進するものとします。

第十二条 県は、子育て家庭の多様な需要に対応するとともに、子どもの居場所づくりを促進するため、市町村、個人及び団体が行う保育サービスの提供に対する支援、放課後における児童の健全育成に関する活動等に対する支援、児童及び生徒への学習支援活動等に対する支援その他の必要な施策を推進するものとします。

第十三条 県は、豊かな自然環境を生かしながら、子どもに自然と触れあう機会を提供するために必要な施策を推進するものとします。

(地域における子育て支援体制等の充実)

第十四条 県は、市町村が行う地域において子育てを支援する拠点及び子育てに関する不安又は悩みを抱える保護者が交流し、相談することができる場の確保等に対する支援その他の必要な施策を推進するものとします。

(子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進)

第十五条 県は、地域において個人及び団体が行う子ども・子育て支援のための多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとします。

(子ども及び保護者の健康の増進等)

第十六条 県は、子ども及びその保護者の健康の増進等を図るため、母子保健医療体制の充実その他の必要な施策を推進するものとします。

(家庭教育に対する支援)

第十七条 県は、家庭教育を支援するため、保護者と子どもとの良好な関係の構築に係る学習の機会及び情報の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

(次代の子育てを担う者への支援)

第十八条 県は、子ども及び若者に対し、家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義を知ることができる機会の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

第十九条 県は、若者が経済的に困窮していることが結婚及び出産をしない理由となることのないよう、就労支援等により若者の経済的自立を支援するものとします。

(経済的負担の軽減)

第十七条 県は、国及び市町村と協力し、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策を推進するものとします。

(雇用環境の整備)

第十八条 県は、保護者が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、事業主が行う雇用環境の整備について必要な施策を推進するものとします。

(子ども及び保護者からの相談への対応)

第十九条 県は、子ども及びその保護者が不安及び悩みを解消できるよう、子ども及びその保護者からの相談に対応することのできる体制の整備、関係機関との連携の強化その他の必要な施策を推進するものとします。

(特別な支援を必要とする子ども等への支援)

第二十条 県は、疾病、障害、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者の福祉、教育の充実及び自立の支援のため、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な施策を推進するものとします。

2 県は、社会的養護を要する子どもの福祉の充実及び自立の支援のため、児童養護施設、里親その他の社会的養護を要する子どもを養育する者に対する専門的な支援、人材育成その他の必要な施策を推進するものとします。

3 県は、特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者並びに社会的養護を要する子どもを社会全体で支える仕組みをつくるため、啓発活動その他の必要な施策を推進するものとします。

(生活環境の整備等の促進)

第二十一条 県は、子ども及びその保護者が安全で安心して暮らすことができるよう、生活環境の整備その他の必要な施策を推進するものとします。

2 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るために必要な施策を推進するとともに、県民等の取組みを支援するものとします。

(災害時における子ども・子育て支援)

第二十二条 県は、災害が発生した場合にあつては、国、市町村、教育関係者等と連携し、子どもの心のケア、就学及び学習に関する支援を継続的に推進するものとします。

(やまなし子育ての日)

第二十三条 子育ての重要性を認識し、子ども・子育て支援に関する気運を醸成するため、毎年十一月十九日をやまなし子育ての日と定めます。

2 県は、前項の趣旨を踏まえ、県民の子育てに関する関心と理解を深め、子ども・子育て支援に関する活動を促す取組みを行うものとします。

第三章 支援体制の整備等

(基本計画の策定)

第二十四条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定するものとします。

2 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

3 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとします。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(実施状況の公表)

第二十五条 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとします。

(広報)

第二十六条 県は、県民が子ども・子育て支援に係る情報を適時かつ適切に得ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、広報活動を行うものとします。

(推進体制の整備)

第二十七条 県は、市町村、県民、教育関係者、事業主等と相互に連携して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

附則

(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行の際現に策定されている、子ども・子育て支援に関する県の基本的な計画であつて、子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三十五号

山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例

山梨県がん対策推進条例(平成二十四年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「影響等」を「影響、がんの原因となる恐れのある感染症等」に改め、「受けるよう」の下に「努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう」を加える。

第六条第一項第二号中「場合に、」の下に「当該従業員の雇用の継続等への配慮がされ、及び」を加える。

第七条第四項中「五年ごと」を「六年ごと」に改める。

第八条第一号中「影響等」を「影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等」に改める。

第九条に次の二号を加える。

四 がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定され
た者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備を行う
こと。

五 前四号に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために
必要な措置を講ずるよう努めること。

第十一条に次の一号を加える。

六 がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供を確保すること。

第十二条中「がん起因する心身の苦痛、社会生活上の不安等の軽減を」を「がんそ
他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不
安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる」に改める。

第十四条中「第二十条」を「第二十三条」に改める。

第十五条中「次に掲げる施策」を「がん罹患しやすい年齢に応じてがんの予防及び
早期発見を行うことの重要性その他のがんに関する正しい知識についての普及啓発」に
改め、同条各号を削る。

第十六条第三号中「肝炎ウイルスの感染者に対する相談支援」を「肝炎ウイルス感染
者及び肝炎ウイルス治療の終了者への支援」に改める。

第十七条の見出し中「推進」を「推進等」に改め、同条第一項を次のように改める。

県は、適切ながん対策の企画及び立案並びにがん医療の向上に資するため、がん登
録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第二項に規定するが
ん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含
む。以下この条において同じ)、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進す
るものとする。

第十八条中「事項」の下に「並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予
防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事

項」を加える。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、第十九条の次に次の三条
を加える。

(がん患者の雇用の継続等)

第二十条 県は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業者に対する
がん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとす
る。

(がん患者における学習と治療との両立)

第二十一条 県は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのい
ずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要
な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 県は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が
行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるもの
とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番